

報道資料

平成28年3月25日

担当：保健福祉部介護福祉課 施設整備係
(担当者：田中、栗田)
電話：0742-34-5422 (直通)
(内線4755)

介護サービス事業者指定取消処分

奈良市は、平成28年3月24日付けで有限会社オールウェイズに対して、介護保険法第77条の規定に基づく事業者の指定の取消処分を行いましたのでお知らせします。

1 事業者の名称・所在地等

- (1) 事業者名称 有限会社オールウェイズ
- (2) 代表者 代表取締役 辻 宏
- (3) 事業者所在地 奈良市佐保台西町65-2レジデンス平城山103号
- (4) 事業所名称 オールウェイズ奈良
- (5) 事業所所在地 奈良市佐保台西町72ウィングプラザ203号
- (6) サービス種類 訪問介護、介護予防訪問介護

2 指定取消年月日

平成28年3月31日

3 指定取消理由

【人員基準違反】

- (1) 訪問介護員等を常勤換算方法で2.5以上配置していなかった。
- (2) サービス提供責任者が介護保険外のサービスにも従事しており、常勤要件を満たしていなかった。

【運営基準違反】

- (1) 実際のサービスの開始時刻及び終了時刻、及び提供した具体的なサービスの内容（例えば身体介護、生活援助、通院等のための乗車又は降車の介助の別）を記録していなかった。

- (2) 従業者の勤務状況を把握していないなど、管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行っていなかった。
- (3) 従業者の勤務状況を把握していないなど、サービス提供責任者は、訪問介護員等の業務の実施状況を把握していなかった。
- (4) 日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨を明確に記載した勤務表を作成していなかった。また、訪問介護員等が介護保険外のサービスを行う際に、勤務時間を明確に分けて記載していなかった。
- (5) 事業所の苦情相談窓口として重要事項説明書に記載されている電話に架電するも応答が無いことが度々あり、苦情を処理するための措置が講じられていなかった。
- (6) 下記の書類について、記録が整備されていなかった。
 - ① 訪問介護計画
 - ② 勤務形態一覧表又は勤務簿・タイムカード等従業員の勤務実績に関する記録
 - ③ サービス提供記録のうち、提供日、サービスの開始時刻及び終了時刻、提供した具体的なサービスの内容、利用者の氏名並びに特記事項が記録されたもの
 - ④ 利用者負担分に係る領収関係書類

【居宅サービス等の不正な行為】

指定更新申請の際、勤務していない訪問介護員が勤務したとするシフト表やサービスの記録（平成25年9月～平成26年8月分）を提出し、虚偽の内容で指定の更新を受けようとした。またその中には、人員が足りているよう見せかけるため、利用者が入院中で実際は提供していないサービスの記録も含まれていた。